

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年7月2日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：東アフリカ広域スタートアップエコシステム強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業 務 名 称：東アフリカ広域スタートアップエコシステム強化プロジェクト

調達管理番号：25a00283

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年7月2日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：東アフリカ広域スタートアップエコシステム強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年9月～2028年11月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2025年9月～2027年5月

第2期：2027年6月～2028年11月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきまして

は、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

#### （6）部分払の設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度（2026年2月頃）
- 2) 2026年度（2027年2月頃）
- 3) 2027年度（2028年2月頃）

## 2. 担当部署・日程等

### （1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

### （2）事業実施担当部

経済開発部民間セクター開発グループ第二チーム

### （3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目                       | 日程                                                                                                                                    |
|-----|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 資料ダウンロード期限               | 2025年 7月 8日 まで                                                                                                                        |
| 2   | 企画競争説明書に対する質問            | 2025年 7月 9日 12時まで                                                                                                                     |
| 3   | 質問への回答                   | 2025年 7月 14日まで                                                                                                                        |
| 4   | 本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日 | 2025年 7月 25日 12時まで                                                                                                                    |
| 5   | プレゼンテーション                | 2025年 7月 30日 14時～（予定）                                                                                                                 |
| 6   | 評価結果の通知日                 | 2025年 8月 5日まで                                                                                                                         |
| 7   | 技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）  | 評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで<br>（申込先：<br><a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ） |

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

|  |  |                       |
|--|--|-----------------------|
|  |  | ※2023年7月公示から変更となりました。 |
|--|--|-----------------------|

### 3. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

### 5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/ti19Z3Nyl7>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「25a00123\_〇〇株式会社\_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくよう願います）。

⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)  
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料等
- 3) 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## **8. 評価結果の通知と公表**

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## **9. フィードバックのお願いについて**

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

### 1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章 1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

| No. | 提案を求める事項                                    | 特記仕様書（案）での該当条項 |
|-----|---------------------------------------------|----------------|
| 1   | 政策文書（案）作成の方法及びプロセス                          | 第3条 2.（5）      |
| 2   | 各国のSUエコシステムの状況に沿った効果的なパイロット事業（広域パイロット事業を含む） | 第3条 2.（6）      |
| 3   | 広域を対象とした効率的、効果的なプロ                          | 第3条 2.（7）      |

|  |            |  |
|--|------------|--|
|  | ジェクト運営について |  |
|--|------------|--|

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

#### 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

#### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

| 国名    | 詳細計画策定<br>調査実施時期 | 討議議事録（Record of<br>Discussions: R/D）署名 |
|-------|------------------|----------------------------------------|
| エチオピア | 2024年8月          | 2025年5月8日                              |

|       |         |            |
|-------|---------|------------|
| ケニア   | 2024年9月 | 未了         |
| タンザニア | 2024年9月 | 2025年6月18日 |

なお、公示時点においてケニアのR/D署名・交換は未了である。但し、同国において事業内容は合意済みであり、近日中にR/Dの署名・交換が行われる予定である。本背景を踏まえ、3か国における国内準備作業とエチオピア及びタンザニアでの活動を先行して進め、ケニアにおいては、R/D締結後に現地作業を進めることとする。R/D署名・交換に関する進捗状況に関しては、発注者より受注者に対して逐次共有のうえ、実施スケジュールに関して継続相談・検討を行う。

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### （1）JICA クラスター事業戦略の促進

本プロジェクトは、JICA クラスター事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援（Next Innovation with Japan : NINJA）<sup>2</sup>」（以下、「NINJA 事業戦略」という。）の一環として実施される。NINJA 事業戦略のシナリオにおいては、SU エコシステムの構成要素の中では特に④才能・人材（起業家・被雇用者）、⑥起業のためのリーダーシップ（企業スキルやマインド等）、⑦ベンチャー/エンジェル資金、⑧法制度や政策、⑩社会的ネットワークの五つに注力することとしていることから、本プロジェクトにおいても、上記の構成要素を特に注力して活動を行う。また、各活動においては、同事業戦略のブランド名である「Project NINJA」の名称及びロゴマークを使用し、ブランド認知度の向上及び広報に努める。

##### （2）開発計画調査型技術協力

本プロジェクトは、開発計画調査型技術協力である。詳細計画策定調査時の各カウンターパート（C/P）との議論により、R/D で合意された成果及び活動の記載は各国で僅かに異なるが、大きな方向性としては以下のとおりである。1) SU エ

<sup>2</sup> [JICAクラスター事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援」](#)

コシシステムの調査・分析を行い、その結果をもとに 2) SU エコシステム強化のための具体的な戦略や施策を含むマスタープラン及びアクションプラン等の政策文書（以下、「政策文書」という。）の中間案を策定し、その一部の施策を 3) パイロット事業として実施する。また、4) SU 及び SU エコシステム強化に関連する政策、法律、規制（以下、「SU 関連法」という。）を分析し、他国のベストプラクティスを参照しながら SU 関連法の改善案（もしくは新設案）を政府及び SU エコシステム関係者で議論する。また、これらの活動結果をもとに、政策文書（最終案）を策定するとともに、調査結果をファイナルレポートとしてまとめるものである。

各国における調査項目と成果の関係は以下のとおり。

| 調査項目                 | エチオピア              | ケニア | タンザニア |
|----------------------|--------------------|-----|-------|
| 1) SUエコシステム調査・分析     | 成果1                | 成果1 | 成果1   |
| 2) SUエコシステム強化の政策文書策定 | 成果2                |     | 成果2   |
| 3) パイロット事業の実施        | 成果3                | 成果2 | 成果3   |
| 4) SU関連法の見直しに係る議論・提案 | (成果1) <sup>3</sup> | 成果3 | 成果4   |

また、各国において策定予定の政策文書は以下のとおり。

| 国名    | 政策文書名                 |
|-------|-----------------------|
| エチオピア | ナショナルマスタープラン、アクションプラン |
| ケニア   | アクションプラン              |
| タンザニア | マスタープラン（アクションプランを含む）  |

なお、C/P との間で調査方針等について意見の相違があり、その解決が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける。

### （３）SU エコシステム調査

各国では成果 1 に係る活動（活動 1）で「SU エコシステム調査・分析」を実施予定である。調査内容としては、各国における近年の SU エコシステムの発展状況、SU の現状（数、ステージ、セクター、投資状況など）、SU エコシステムにおける主要プレーヤーの活動概要、SU を巡るビジネス環境、SU 関連法、他援助機関による支援状況等が考えられる。現状では、対象 3 カ国ともに既に他組織もしくは JICA によって複数の調査レポートが発行されていることから、まずはそれらの調査レポートを収集・分析の上で、政策文書（案）の策定と SU 関連法の見直し

<sup>3</sup> エチオピアでは、成果1のSUエコシステム調査・分析において、SU関連法についても調査・分析を行う予定。

のために追加で必要な情報を抽出の上で情報収集<sup>4</sup>を行い、調査・分析結果をプログレスレポートにまとめる。

#### （４）ベースライン調査及びエンドライン調査の実施

本プロジェクトは、事後評価に用いる基本指標が設定されている<sup>5</sup>。プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング・評価するため、プロジェクト開始時点のベースライン値を調査・把握した上で、指標について検討し、現在目標値が設定されていない指標については目標値（案）を検討し、発注者と C/P に説明し、協議を行う。受領するコメントや指摘事項を踏まえて、指標及び目標値を定め、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：JCC）などを通じて C/P から合意を得たものをプロジェクトの指標として発注者に正式に提出の上で、プログレスレポートにベースライン調査の結果を含めて記載する。また、プロジェクト終了時には、これらの指標のエンドライン調査を実施し、結果はファイナルレポートに記載する。

基本指標の「エコシステム強化の発現状況」については、対象 3 カ国で、同じ指標・データを用いて、SU エコシステムの発展状況を把握するため、国際的に SU エコシステムの調査を行い、SU エコシステムランキングを都市別もしくは国別で発表している企業（以下、「グローバル調査企業」という）に再委託（メンバーシップ登録）を行い、随時情報が入手できるようにプロジェクトとして再委託契約を行う<sup>6</sup>。「エコシステム強化の発現状況」については、ベースライン及びエンドラインに加え、2026 年度、2027 年度にも中間調査としてデータを収集する。ベースライン調査、中間調査、エンドライン調査、事後評価の実施時期と収集予定の指標は以下の表のとおり。

#### 【ベースライン調査、中間調査、エンドライン調査、事後評価の実施時期】

| 指標 <sup>7</sup>   | ベースライン調査<br>2025 年度 | 中間調査<br>2026 年度<br>2027 年度 | エンドライン調査<br>2028 年 | 事後 <sup>8</sup><br>評価<br>2031 年 |
|-------------------|---------------------|----------------------------|--------------------|---------------------------------|
| 1. アクションプランの実施数   | —                   | —                          | ○                  | ○                               |
| 2. SU エコシステムの成長段階 | ○                   | ○                          | ○                  | ○                               |

<sup>4</sup> 追加の情報収集のために再委託による調査が必要な場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によって実施が必要な理由を詳述する。

<sup>5</sup> 案件概要表の最終頁に記載

<sup>6</sup> 「グローバル調査企業」との契約については定額計上とし、プロジェクト開始後に発注者と議論の上で再委託先を決定する。なお、本再委託によって入手する各種データは、各国における活動 1 の「SU エコシステム調査・レビュー」においても活用を想定している。

<sup>7</sup> 指標の取得方法は右記を想定している（1及び5：コンサルタントによる情報収集、2：グローバル調査企業が提供する情報の活用、3、4及び6：SU エコシステム調査及びベースライン調査での情報収集）

<sup>8</sup> 事後評価に関しては参考として記載。本プロジェクトのコンサルタントの業務には含まない。

|                            |   |   |   |   |
|----------------------------|---|---|---|---|
| 3. 高成長の SU 数               | ○ | — | — | ○ |
| 4. 登記された SU 数              | ○ | — | — | ○ |
| 5. パイロットプロジェクト受講者数（ジェンダー別） | — | ○ | ○ | — |
| 6. 女性経営者の割合                | ○ | — | — | ○ |

#### （５）SU エコシステム強化に係る政策文書（案）策定<sup>9</sup>

本プロジェクトでは、各国の SU エコシステムを発展させるための具体的な戦略や行動計画を含む中長期的な戦略、ロードマップ、具体的な施策を示す政策文書を策定する予定である（政策文書名は上記（２）のとおり）。中間案はプログレスレポートに添付し、最終案はファイナルレポートに添付する。また、政策文書（案）の政府内での承認プロセスを確認し、ファイナルレポートにおいては、承認・施行に向けたスケジュール（案）を記載する。

SU エコシステムの強化には、政府のみならず、民間の活力が重要となることから、この政策文書作成過程においては、C/P に加え、活動１で結成予定のテクニカルワーキンググループ（TWG）のメンバーにも意見を求めるとともに、その過程を通じて官民の対話が促進されるよう取り組む。

#### （６）パイロット事業の実施<sup>10</sup>

R/D（ケニアにおいては詳細計画策定調査の M/M）において、各国及び広域におけるパイロット事業は、政策文書（中間案）を策定の上で、その中から施策や取組を選定することとしている。そのため、コンサルタントは C/P と協議の上で、政策文書（中間案）の中からパイロット事業を選定し、同事業に係る実施計画を策定する。なお、パイロット事業は、主に各国政府が実施する施策を試行的に実施するものであることから、プロジェクト終了後の政府による施策の実施可能性を考慮した上で、パイロット事業の選定及び実施計画の策定を行うこと。なお、各国の詳細計画策定調査及びその後の C/P との議論においては以下の活動がパイロット事業の候補として挙げた。

<sup>9</sup> SUエコシステム強化に係る政策文書（案）の策定に関し、その方法とプロセスを提案すること。なお、提案は政府内の承認プロセスを記すのではなく、政策立案の手法、プロジェクト内（カウンターパート（C/P）を含む）での議論の進め方、産官学関係者の意見徴収の方法及びプロセスを指す。なお、各国のRD（ケニアは詳細計画策定調査M/M）においては、SUエコシステムのレビュー・調査結果（エチオピア及びタンザニア：活動１、ケニア：活動２）をもとに、SUエコシステム強化に係る政策文書政策（案）を策定することとなっているが、その詳細の方法・プロセスに関しては議論がなされていないことからプロポーザルにて提案を求める。

<sup>10</sup> 各国（3カ国）及び広域において各1件（合計4件）の効果的と思われるパイロット事業（案）についてその内容や実施方法について詳細の提案を行うこと。その際、各パイロット事業は、各国で設定されたパイロット事業の定額計上の範囲内で実施可能な内容を提案する。また、それ以外に考え得るパイロット事業（案）については、下記の表に記載のパイロット事業（案）を参考にしつつ、プロポーザルの中でパイロット事業名（タイトル）のみ箇条書きで記すこと。

| 国名    | パイロット事業（案）                                                                                                                                                                        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エチオピア | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学におけるインキュベーション及び指導員トレーニング</li> <li>・ 国内投資家向けトレーニング及びネットワーキング</li> <li>・ アクセラレーションプログラム</li> <li>・ 女性向けワークショップ、インキュベーションプログラム</li> </ul> |
| ケニア   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリーンテック対象アクセラレーションプログラム</li> <li>・ コーポレートアクセラレーションプログラム</li> <li>・ 女性経営者向けトレーニング・女性向けインキュベーションプログラム</li> </ul>                           |
| タンザニア | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SU エコシステム関係者のネットワーキング</li> <li>・ 行政官のための SU 支援能力向上に係るトレーニング</li> <li>・ アクセラレーションプログラム</li> <li>・ 女性向けワークショップ、インキュベーションプログラム</li> </ul>   |
| 広域    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域アクセラレーションプログラム</li> <li>・ 広域セミナー（ハイブリット）</li> <li>・ 国際イベントへの共同出展</li> </ul>                                                            |

なお、上述のとおりパイロット事業は、政策文書（中間案）を策定した上で、実施する施策を選定することとなっているが、各国 C/P からはパイロット事業の早期実施に係る要望が非常に強い。現地調査の C/P との協議によっては、政策文書（中間案）の完成を待たず、検討段階において、パイロット事業の一部を開始することは可能であるが、予め仮説を立て、同事業の中長期的な SU エコシステム強化に係る位置付けを C/P と議論した上で実施する。

## （７）広域プロジェクトとして実施

本プロジェクトは、エチオピア、ケニア、タンザニアを対象とする広域プロジェクトである。プロジェクトの計画・実施に際しては、限られたリソースの有効活用及び事業効率性を意識するとともに、広域プロジェクトであることのメリットを活かした効果的な取り組み（例：他国の好事例の展開、関係者のネットワーキング等）を行う<sup>11</sup>。なお、広域での活動は、各国におけるパイロット事業の一環として位置付ける。

<sup>11</sup> 各国のR/D（ケニアにおいては詳細計画策定調査M/M）において、本プロジェクトは広域プロジェクトであること、また広域での活動（例：広域アクセラレーションプログラム、知見の共有、ネットワーキング、合同での本邦研修など）を行うことを合意している。プロポーザルにおいては、広域を対象とした効率的、効果的なプロジェクト運営方法について提案を行うこと。ここでは広域プロジェクトをいかに効率的に運営するかという点、また広域を対象としていることで各国のSUエコシステムの発展に寄与する効果的な方法を提案する。なお、広域のパイロット事業の提案は、パイロット事業の提案の中で行うこととする。

#### (8) SU 関連法の見直しに係る議論・提案

- 各国での詳細計画策定調査では、民間関係者から、SU関連法の不在や行政手続きの複雑さ、またビジネス環境の課題がSUエコシステム発展の阻害要因として多数挙げられた。かかる背景から、ケニアとタンザニアにおいてはSUの成長を促進するようなSU関連法を提言すべくそれぞれ成果3と成果4に「SU関連法の見直しに係る議論・提案」を掲げた。エチオピアでは、明示的に成果には掲げられていないが、成果1のSUエコシステム調査・分析の中で、SU関連法についても調査・分析を行う予定である。なお、本プロジェクトでは、SU関連法の新設もしくは改正を実際に行うことは想定していないが、現状のSU関連法を分析の上で課題を抽出し、他国のグッドプラクティスを参照しつつ、各国のSUエコシステムの発展に必要と思われるSU関連法の新設及び改正について提言を行う<sup>12</sup>。その際、民間の意見も取り入れて、提言を行うこととする。

#### (9) 本邦研修及び第三国出張<sup>13</sup>

協力期間中に各国関係者による本邦研修及び第三国出張を予定している。本邦研修に関しては、第4条 業務の内容(2)のとおり。本邦研修は、効率性と3か国関係者のネットワーキングを目的に3か国合同での実施することを想定している。第三国出張に関しては、国毎で実施することを想定しており、プロジェクト開始後に各国C/Pと協議の上で渡航先を決定する。国際展示会への出展など、3か国で合同で実施する方が効率的と考えられる場合には、複数国合同での実施することも検討する。第三国出張に関しては定額計上とする。

##### 【第三国出張】(定額計上)

|         |                                                                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的・研修内容 | プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。具体的には、他国(例：インド、アルジェリア)のSUエコシステム強化に係る施策を学ぶためや、国際展示会(例：GITEX)に出展するため <sup>14</sup> 。 |
| 実施回数    | 各国合計5回(3か国合計15回)                                                                                         |
| 対象者     | C/P、SU、SUエコシステム関係者等                                                                                      |
| 参加者数    | 約3名/回/国(3か国合計：3名×3か国×5回=45名)                                                                             |
| 研修日数    | 約10日程度(移動日を含む)/回                                                                                         |

<sup>12</sup> 本活動においては、SU関連法の具体的な条文に係る委細の提案を行うことは想定していない。例えば、対象国からのSUエコシステム関係者や民間セクターからの声として、SUの商業登記が少ない理由の一つに「高額の登記費用」や「高い税率」が挙げられる場合、他国のSU関連法を参考にSUへのインセンティブ付与(登記費用の免除や免税)に係るSU関連法を提案する。

<sup>13</sup> 本プロジェクトで実施予定の第三国出張は、第三国研修のスキームの活用ではなく、一般業務費を用いた業務出張で行い、各種ロジのアレンジは、受注者が行うことを想定している。

<sup>14</sup> 国際展示会での出展予算は、広域パイロット事業の定額計上内に含む。

#### (10) 支援SUの情報のアップデート（フォローアップ調査）

パイロット事業の対象 SU については、事業参加時に基礎情報<sup>15</sup>の収集を行い、プロジェクト期間内は年次で情報のアップデートのフォローアップ調査を実施する。収集した情報は、受注者の指定のフォーマットに取り纏めて提出する。円滑に情報のアップデートを行うため、パイロット事業に SU が参加する場合には、プロジェクト期間内の情報提供を条件とするなど工夫を行う。

#### (11) SU に係る定義の確認

NINJA 事業戦略においては、SU の特徴を以下として説明し、スモールビジネス（中小零細事業者）と区別している。

- 従来は市場に存在しない製品やビジネスモデルを有し、「イノベーター」である。
- （必ずしも社会課題に関してではなくとも）「課題解決型」のビジネスを短期間で実現
- 「急成長」（スケール）させる。
- 急成長が故に資金需要が旺盛、ハイリスクである。
- 通常、SU のキャッシュフローは事業を始めて 2～3 年は赤字であることが多く（「死の谷」等と言われる）、その後キャッシュフローがプラスに転換して累積損失を回収していく「Jカーブ曲線」を描く。

他方で対象3か国では、「SU」を「起業したばかりの人/会社」と理解していたり、スモールビジネスと混乱して使用しているケースがある。本プロジェクトの実施に際しては、各国政府における SU の定義を確認するとともに、本プロジェクトの支援対象となる SU の定義（範囲）を、各国の C/P と確認する<sup>16</sup>。

#### (12) 日本企業との連携

本プロジェクトにおいては、現地 SU の発展と日本企業のアフリカ進出のために、パイロット事業や本邦研修・出張の機会を利用し、日本企業との連携強化に資する活動を実施する。なお、当該連携先や具体的な連携内容については、公平性の観点からの配慮が必要となるため、方針につき事前に JICA に提案、承認を得た上で業務を実施すること。

#### (13) JICA 事業との連携

<sup>15</sup> 基礎情報としては、設立年、業種・分野、製品・サービス、役員名、役員/従業員数（うち女性の割合）、財務状況、評価額、資金調達（額・件数）、他団体からの支援状況、企業との連携事例など。

<sup>16</sup> NINJA事業戦略におけるSUの特徴をカバーしているのであれば、3か国でSUの定義が多少異なっても問題はない。

各国では、産業開発/民間セクター開発、ICT 及び DX 促進、大学における高度人材育成等に関連したプロジェクトを実施中である。本プロジェクトでは、各国におけるプロジェクトの実施状況を確認の上で、協力による開発効果を高める方法を検討する。

#### (14) プロジェクト関係者間の連携とSUエコシステムのネットワーク強化

本プロジェクトはSUエコシステムの強化を目的としており、関係者は、産官学と多岐に及ぶ。よってC/Pと円滑かつ密にコミュニケーションをとり、JCCやTWG等の機会を利用して、関係者間の協調体制を築くことが重要である。各活動において、必要に応じてTWG内にテーマ別の分科会を設置し、SUエコシステムの関係者の意見を積極的に取り入れるとともに、関係者間（特に政府関係者と民間関係者）のネットワーキング強化に取り組む。

#### (15) 他援助機関連携

各国では既に、他援助機関やNGOがSU支援に取り組んでいるが、組織間連携が少なく活動の重複が見られる。本事業では、SUエコシステム調査を通じて各組織の活動内容を把握するとともに、パイロット事業において予め関連組織と協議を行い、支援対象や支援内容が重複しないよう役割分担を行う。

#### (16) 広報の強化

本プロジェクト及び対象国のSUエコシステム及びSUのプロモーションのために、対象3カ国の活動を含むProject NINJAを紹介するパンフレット（日本語、英語）及びブローシャーを作成する<sup>17</sup>。また、プロジェクト活動及びSUの成功事例やサクセスストーリー（例：支援先SUの日本企業との連携事例、各種表彰、資金調達、女性起業家の活躍など）を積極的に広報する。広報には、各国の国内イベントへの出展、JICA及びC/PのホームページやSNSを活用するとともに、ブローシャーの作成、有料広告の出稿等を行う。

#### (17) 対象地域

プロジェクトの対象地域は、案件概要表「3. 案件概要（6）計画の対象」に記載のとおり。パイロット事業において地方を対象とする場合には、決定の前に受注者に相談の上で、了承を得ること。

## 第4条 業務の内容

<sup>17</sup> Project NINJAのパンフレットの作成は定額計上（国内再委託）とする。

## 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

## 2. 本業務にかかる事項

### 【エチオピア】

#### (1) プロジェクトの活動に関する業務

##### ① 成果 1 に関わる活動（活動 1）

1-1：SU エコシステムの主要関係者、関連省庁、援助機関から構成される TWG を結成する。

1-2：既存の SU エコシステムに係る調査レポートをレビューし、グローバルな SU エコシステム調査を実施している団体とより詳細の調査を行う。

1-3：SU エコシステムに関連する政策や法律を、特に SU 法や関連法案・制度を中心に分析する。

1-4：環境、経済、社会問題を解決するイノベーティブな SU 創出を目指す SU 法を実施するために、SU エコシステムを構成する要素、その発展のボトルネック、課題、教訓を分析する。

1-5：上記 SU エコシステムの主要関係者、関連省庁、援助機関で構成される TWG の結成を含む政策手段やツールを特定し、調査と分析の結果を発表の上で議論する。

##### ② 成果 2 に関わる活動（活動 2）

2-1：活動 1 で実施した調査に基づき、SU エコシステムを強化し、ジェンダーの視点に立った SU 法を実施・推進するためのナショナルマスタープラン（案）とアクションプラン（案）を作成する。

2-2：アクションプラン（案）に記載のエチオピア、ケニア、タンザニアを対象とするエチオピアの SU エコシステムを強化・促進するための広域活動に参加・協力する。

2-3：TWG のメンバーを含む SU エコシステムの関係者と、ナショナルマスタープラン（案）とアクションプラン（案）について協議する。

2-4：活動 3 のパイロット事業の実施結果に基づき、ナショナルマスタープラン（案）とアクションプラン（案）を最終化する。

##### ③ 成果 3 に関わる活動（活動 3）

3-1：ナショナルマスタープラン（案）とアクションプラン（案）で特定された実施中及び新規のプログラムやプロジェクトを、重要な課題やギャップに焦点を当てながら見直し、再設計する。

- 3-2 : パイロット事業の実施計画を策定し、広域活動を含むパイロット事業として選択された施策を実施する。
- 3-3 : 各パイロット事業で使用する政策手段やツールを特定し、パイロット事業の 1 つとして、女性のための啓蒙ワークショップ、インキュベーションプログラム、アクセラレーションプログラムなどの活動を実施する。
- 3-4 : 日本企業を含む大企業や研究機関とのネットワーキングや共創のための活動を実施する。
- 3-5 : パイロット事業の効果を検証し、最終的にナショナルマスタープラン(案)とアクションプラン(案)に盛り込むべき教訓を特定する。
- 3-6 : エチオピアの SU エコシステムとパイロット事業の成果に関する情報を発信する。

## 【ケニア】

### (1) プロジェクトの活動に関する業務

#### ① 成果 1 に関わる活動（活動 1）

- 1-1 : SU エコシステムの主要関係者、関係省庁、援助機関等から成る TWG を形成する。
- 1-2 : 既存の SU エコシステムの調査をレビュー・分析し、情報のアップデート及び追加情報の収集を行う（ジェンダー視点を含める）。
- 1-3 : 社会課題解決に資するイノベーティブな SU 創出のための SU エコシステムの構成要素、発展阻害要因と課題を分析する。
- 1-4 : 援助機関、NGO、民間の SU エコシステム強化に資する取り組みをレビューし、マッピングする。
- 1-5 : SU エコシステム強化に係るアクションプラン(案)を策定する。
- 1-6 : 活動 2 の結果を反映し、アクションプラン(案)を最終化する。

#### ② 成果 2 に関わる活動（活動 2）

- 2-1 : 活動 1 で明らかになった主要な課題やギャップをレビューし、また活動 1-5 で策定された SU エコシステム強化の実施促進に係るパイロット事業の選定し、イノベーティブな SU を育成と SU エコシステムのアクターのキャパシティビルディングのためのパイロット事業の実施計画を策定する。
- 2-2 : 関係者とともに、インキュベーション／アクセラレーションプログラムや大学連携などのパイロット事業を実施する。
- 2-3 : 複数国間でのアクセラレーションプログラムなど、広域でのパイロット

事業を実施する。

- 2-4：パイロット事業の一つとして、啓発ワークショップやインキュベーションプログラム、女性創業者を支援する専門プログラムである「Women in Innovation Initiative」<sup>18</sup>など、女性を対象とした活動を実施する。
- 2-5：本邦もしくは第三国研修(インドなど)を実施し、国際的なイベントに参加する。
- 2-6：社会課題解決に資するイノベーティブな SU を育成する効果的な手法や SU エコシステムノアクターの能力向上のための効果的なアプローチや施策を分析し、関係者に共有する。

### ③ 成果 3 に関わる活動（活動 3）

- 3-1：SU エコシステム強化に関連する政策・法制度（関連法、規制、インセンティブ制度等）（以下、「SU 関連政策・法制度」）を検討・分析する。
- 3-2：TWG のメンバーを含む SU エコシステムの関係者と政府との対話を開催し、SU 関連政策・法制度に関し、イノベーティブな SU の発展にとってのボトルネックや課題を特定する。
- 3-3：SU エコシステムを強化するために、SU 関連政策・法制度のベストプラクティスを参照する。
- 3-4：SU 関連政策及び法制度の新設・改正について関係者に提言する。

## 【タンザニア】

### （1）プロジェクトの活動に関する業務

#### ① 成果 1 に関わる活動（活動 1）

- 1-1：SU エコシステムの主要関係者、関係省庁、援助機関等から成る TWG を形成する。
- 1-2：政策や既存の SU エコシステムの調査をレビューし、ジェンダー視点を含む情報のアップデート及び追加情報の収集を行う。
- 1-3：社会課題解決に資するイノベーティブな SU 創出のためのエコシステムの構成要素、発展阻害要因と課題を分析する。
- 1-4：援助機関、NGO、民間セクターが実施する SU エコシステム強化に資する取り組みを整理する。
- 1-5：検討結果を取りまとめて、係者に共有する。

#### ② 成果 2 に関わる活動（活動 2）

---

<sup>18</sup> 「Women in Innovation Initiative」はC/Pが実施を計画している取り組みである。

- 2-1:活動1の調査結果を踏まえ、通信情報技術省(MCIT)が行うイノベーティブなSU創出とSUエコシステム強化に係るアクションプランを含んだマスタープラン(案)の策定を支援する(ジェンダー主流化を考慮する)。
- 2-2:タンザニア、ケニア、エチオピアでの広域での活動を検討する。
- 2-3:活動3-6で明らかとなった効果的なアプローチと手法をレビューし、マスタープラン(案)を最終化する。

### ③ 成果3に関わる活動(活動2)

- 3-1:活動1で特定された重要課題やギャップを確認した上で、活動2で策定されたアクションプラン(案)の一部を選択し、イノベーティブなSUの創出とSUエコシステムの関係者のキャパシティビルディングのためのパイロット事業の実施計画を立てる。
- 3-2:パイロット事業として、アクセラレーションプログラム、事業化に係る大学連携、関係者とのイノベーション・スタディツアー等を実施する。
- 3-3:パイロット事業の一つとして、女性を対象とした啓蒙ワークショップ、アクセラレーションプログラム等を実施する。
- 3-4:日本企業を含む大企業や研究機関とのネットワーキングや共創のための活動を実施する。
- 3-5:活動2で検討された広域での活動に参加する。
- 3-6:社会課題解決に資するイノベーティブなSUを育成やSUエコシステムの関係者の能力向上のための効果的なアプローチや手法を分析し、関係者に共有する。

### ④ 成果4に関わる活動

- 4-1:SUエコシステム強化に関連する政策・法制度(関連法、規制、インセンティブ制度等)(以下、「SU関連政策・法制度」)を検討・分析する。
- 4-2:政府とTWGメンバーを含むSUエコシステム関係者との間で、現行のスタートアップ関連政策や法制度、効果的な方法について議論を行う。
- 4-3:他国のSU法、SU関連政策、法制度のベストプラクティスを参照し、学ぶ。
- 4-4:SU関連政策及び法制度の創設・改正について関係者に提言する。

## (2) 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する(発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における

研修・招へい実施ガイドライン」に準拠)

想定規模は以下のとおり。

【本邦研修1】（定額計上）

|         |                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的・研修内容 | プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。特に日本のSUエコシステムにおける産官学のSU支援体制を学ぶとともに、本プロジェクトの支援SUと日本企業との連携促進を図る。 |
| 実施回数    | 合計2回                                                                                 |
| 対象者     | C/P、その他政府関係者、SU、SUエコシステムの関係者等                                                        |
| 参加者数    | 12名/回（各国4名うち1名を準高級と想定）                                                               |
| 研修日数    | 14日（移動日を含む）/回                                                                        |
| 備考      | うち1回は、SusHi Tech Tokyo <sup>19</sup> （例年5月初旬開催）の時期に合わせて開催する。                         |

【本邦研修2】（定額計上）

|         |                                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的・研修内容 | プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。具体的には、SusHi Tech Tokyo（例年5月初旬開催）に出展するとともに、参加者を中心としたマッチングイベント、デモデイ等を行う。 |
| 実施回数    | 合計2回                                                                                         |
| 対象者     | 本事業で支援しているSU、C/P、SU協会の代表等                                                                    |
| 参加者数    | 9名/回（各国3名程度を想定）                                                                              |
| 研修日数    | 10日程度（移動日を含む）/回                                                                              |

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位

<sup>19</sup> プロジェクト期間中、3回（2026年、2027年、2028年）のSusHi Tech Tokyoへの参加を予定している。

置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。

- データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

## ② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やアウトカムの達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、事業開始 6 か月以内にプロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。ベースライン調査に関しては、「第 3 条 2.（5）」を参照のこと。

## ③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

## ④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

## ⑤ エンドライン調査。

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やアウトカムの達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。エンドライン調査に関しては、「第 3 条 2.（5）」を参照のこと。

## ⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施し、各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

| 報告書名                              | 作成方法 | 提出時期         | 言語        | 形態    | 部数          |
|-----------------------------------|------|--------------|-----------|-------|-------------|
| 業務計画書                             | 全体   | 契約締結後10営業日以内 | 日本語       | 電子データ | —           |
| インセプションレポート（ICR）                  | 各国   | 事業開始後1か月後    | 日本語<br>英語 | 電子データ | —           |
| プログレスレポート（PRR）                    | 各国   | 事業開始12か月後    | 英語        | 電子データ | —           |
| ドラフトインテリムレポート（DITR） <sup>20</sup> | 各国   | 事業開始18か月後    | 英語        | 電子データ | —           |
| インテリムレポート（ITR）                    | 各国   | 事業開始24か月後    | 英語        | 電子データ | —           |
| ドラフトファイナルレポート（DFR）                | 各国   | 事業終了3か月前     | 日本語<br>英語 | 電子データ | —           |
| ファイナルレポート（FR）（事業完了報告書）            | 各国   | 契約履行期限末日     | 日本語       | 製本    | 各国2部（合計6部）  |
|                                   |      |              | 英語        | 製本    | 各国5部（合計15部） |

<sup>20</sup> DITRは、PRRとITRの間のプロジェクトの進捗を示すレポートの一つである。ITRにDITRの内容の一部/全部を包含することはあり得るが、必ずしもITRの「ドラフト（草案）」という位置づけではない。

|         |    |              |                    |            |            |
|---------|----|--------------|--------------------|------------|------------|
|         |    |              | 日・英語 <sup>21</sup> | CD-R       | 各国1部（合計3部） |
| 業務完了報告書 | 全体 | 契約履行期限<br>末日 | 日本語                | 製本<br>CD-R | 2部<br>1部   |

- 業務計画書及び業務完了報告書については、プロジェクト全体として3か国分をまとめて作成する。その他レポートは各国で作成する。
- PRR、DITR、ITRは、提出期限1～2か月前を目途にドラフトを作成、DFR、FR、業務完了報告書は、提出期限の3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- PRR、DITR、ITRは英語での提出とするが、日本語サマリーも併せて提出する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- また、各種レポート等のC/Pに提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせることを。

記載内容は以下のとおり。

#### （１）業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

#### （２）ICR

以下の項目を含む内容で作成する。ICRは発注者の了解を得てから、JCCに提出・協議し、内容についての合意を得る。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ プロジェクト全体及び各国における業務フローチャート
- ⑥ 各国における詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑦ 本邦研修、第三国出張の計画
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 各国における先方実施機関便宜供与事項

<sup>21</sup> 日本語と英語の両方のFRを各国1つのCD-Rに保存し、提出する。

## ⑩ その他必要事項

### (3) PRR、DITR、ITR

以下の項目を含む内容でプロジェクト進捗をとりまとめる。

#### 【各レポートの共通記載事項】

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② SU エコシステムの状況（特に大きな変化があれば記載する）
- ③ 活動内容と進捗
- ④ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ⑤ アウトカムの達成度（測定可能な範囲で記載）
- ⑥ 今後の活動計画
- ⑦ 広域における活動内容と進捗（3 か国共通記載事項）  
（他国の参考になるよう課題、好事例、教訓も記載する）
- ⑧ 広域における今後の活動計画（3 か国共通記載事項）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) プロジェクト全体及び各国における業務フローチャート
- (イ) 各国における WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (ウ) 人員計画（最新版）
- (エ) 本邦研修及び第三国出張の実施計画・結果
- (オ) JCC 議事録等
- (カ) その他活動実績<sup>22</sup>

#### 【PRR での追加記載事項】

SU エコシステムの調査結果、ベースライン調査結果、政策文書（中間案）も含める。なお、政策文書（中間ドラフト）で掲げられた施策の一部をパイロット事業として実施することになるが、「⑤次期活動計画」の中で、その施策選定の理由及び実施計画等の中で記載する

### (4) DFR

これまでの業務結果をもとに DFR を作成する。内容は上記（3）の【各レポートの共通記載事項】を網羅した上で、特にケニア及びタンザニアにおいては、各成果3及び成果4「SU 関連法の見直しに係る議論・提案」について、分析結果及び提案内容を取りまとめる。また、広域パイロット事業を含む広域での活動結果

<sup>22</sup> 定量的に測ることのできない成果や成功事例やサクセスストーリー（例：支援先SUの日本企業との連携事例、各種表彰、資金調達、女性起業家の活躍など）があれば記録する。

を踏まえ、対象 3 カ国 SU の域内におけるスケールアップの可能性及びそのための効果的なアプローチを取りまとめる。更に、インパクトの達成に向けての提言等を記載する。DFR の作成にあたっては、事前に発注者と内容について協議し、必要な修正を行った上で、発注者の了解を得た後、各国関係者及び先方政府に提出し説明・協議を行う。また、DFR の内容を簡潔に説明する発表資料を作成する。発表資料は C/P が対外的に説明することも想定していることから、C/P からのコメントを反映し修正する。

#### (5) FR

DFR に対する各国関係者のコメントを受け、必要に応じて情報・データ・提言を加え、FR を作成し JICA に提出する。

#### (6) 業務完了報告書

FR（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、提案された政策文書（最終案）の具体化の見込み、今後の課題、先方政府諸機関に関する所感等について、記録として残しておくための報告書を作成する。

### 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

#### (1) 政策文書（案）

以下の政策文書について、中間案と最終案を策定する。<sup>23</sup>

| 国名    | 政策文書名                 |
|-------|-----------------------|
| エチオピア | ナショナルマスタープラン、アクションプラン |
| ケニア   | アクションプラン              |
| タンザニア | マスタープラン（アクションプランを含む）  |

| 提出物 | 提出時期・留意事項   | 提出方法              |
|-----|-------------|-------------------|
| 中間案 | 事業開始 12 か月後 | PR に添付<br>(電子データ) |

<sup>23</sup> 本プロジェクトにおいて作成する政策文書（案）については、各国における詳細計画策定調査において先方政府と合意したもの。エチオピア政府との議論では、政策文書名としては、「ナショナルマスタープラン」と「アクションプラン」を別途作成することで合意を得たのに対し、タンザニア政府は「マスタープラン」の一部として「アクションプラン」を含むというので合意を得た。つまりタンザニアにおける政策文書（案）としては「マスタープラン」を作成する。エチオピアにおいては、政策文書案としては「ナショナルマスタープラン」と「アクションプラン」を作成するが、FRに添付する際には両文書を1冊にまとめることとする。

|     |                                                   |                    |
|-----|---------------------------------------------------|--------------------|
| 最終案 | プロジェクト終了3か月前を目途に現地関係者に説明・協議を行い、履行期限末日までに最終案を提出する。 | FRに添付<br>(製本・CD-R) |
|-----|---------------------------------------------------|--------------------|

政策文書（中間案、最終案を含む）の作成に際しては、随時 C/P に進捗報告、相談、協議を行う。また、発注者の了解を得てから、JCC に提出・協議を行う。また、TWG においても説明を行い、意見を求める。

### 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

## 第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

|   | 項目                             | 仕様                                                                           | 数量                    | 見積の取扱 |
|---|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------|
| 1 | SUエコシステム調査に係るグローバル調査会社からのデータ入手 | 各国における活動1及びベースライン及びエンドライン調査実施のため（プロジェクトとしての法人会員での加入を想定）。詳細は第3条2.（3）及び（4）を参照。 | 2025 年 ～ 2028年まで4年間分  | 定額計上  |
| 2 | 広報                             | パンフレット等の広報ツールの作成。第3条2.（13）を参照                                                | パンフレット（日英）、ブローシャ－（日英） | 定額計上  |

現地・国内再委託が必要な業務があれば、その理由を附してしてプロポーザル

で提案することを認め、再委託の可否については契約交渉時に決定する。現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

## **第7条 「相談窓口」の設置**

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

### 1. 案件名（国名）

国 名：エチオピア連邦民主共和国（エチオピア）、ケニア共和国（ケニア）  
タンザニア連合共和国（タンザニア）

案件名：東アフリカ広域スタートアップエコシステム強化プロジェクト  
Startup Ecosystem Enhancement Project in Eastern African Region

### 2. 事業の背景と必要性

（１）当該各国における民間セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

#### 1) エチオピア

2021年発表の「10カ年開発計画（2021～2030）」では、民間セクター主導の経済発展への転換と生産性・競争力強化を通じた平均10%の経済成長を目指し、イノベーション及びテクノロジーを重要手段として位置付けている。経済成長に資する新産業やビジネス創出の担い手としてスタートアップ（以下、「SU」という。）

への期待が高まっており、2023年には省庁横断的なSU振興イニシアティブである「Next Ethiopian Startup (NEST)」が開始された。しかし、SU支援を主導する同国革新・技術省（Ministry of Innovation and Technology: MInT）は2019年に新設されSU支援に係る経験が乏しい状況であるため、JICAは2021年9月から3年間、SUエコシステム調査やSU法に係る研修等を通じSUエコシステム<sup>24</sup>強化を支援した。しかし、同国の起業手続きは煩雑で廃業時のセーフティネットがないことや、SU支援組織も限定的であること、外国投資・外貨規制や国内政情不安等による資金調達困難等から、ミドルステージ以降<sup>25</sup>に至るSUは僅かな状況である<sup>26</sup>。

#### 2) ケニア

2008年発表の長期経済開発戦略「ビジョン2030」では2030年までの中所得国入りを掲げ、2023年発表の「国家イノベーションマスタープラン」においてSUを「ビジョン2030」目標達成に不可欠なイノベーション推進の重要要素の一つに位置づけている。同国は、ナイジェリア、エジプト、南アフリカとともにアフリカのSUエコシステム「BIG4」の一角を成し、特にフィンテック、アグリテック、クリーンテックが強く、資金調達も堅調に成長していた。しかし、国際的なSU資金動員の低減に伴い2023年以降の資金調達額は下降傾向にあり、2024年は2,100万米ドル（前年比34%減）とBIG4の中で最大の下げ幅となった<sup>27</sup>。資金調達においては、成長が見込めるシリーズB以降の投資が中心で、シリーズA以前の投資が少ないことが課題として挙げ

<sup>24</sup> SUエコシステムは、SUを取り巻く地域の創業環境のこと。SUは事業を立ち上げ、様々な関係者がその設立や成長に対して資金や人的支援等を含む様々なサポートを行う有機的な連携体のことを言う。

<sup>25</sup> SUの成長ステージは、SUのライフサイクルに応じて概ね以下の4つに分類される。①シードステージ（起業前後のV段階から、課題に対するソリューションの仮設検証の段階）、②アーリーステージ（事業を開始して軌道に乗るまでの段階）、③ミドルステージ（安定的な収益を生み、事業規模の拡大が期待できる段階）、④レイター（損益分岐点を超え経営が安定し、出口戦略（Exit）を具体的に検討する段階）。

<sup>26</sup> JICA「アフリカ地域起業家支援に関する 情報収集・確認調査 ファイナルレポート（2021）」

<sup>27</sup> Partech “2024 Africa Tech Venture Capital”

られている。その他にも、SUエコシステムの課題としてSUエコシステムを構成する関係者間の連携不足によりSU支援体制が整っていないこと、SUの組織ガバナンスが脆弱でコンプライアンス意識が欠如していること、2022年12月にSU法案が策定されたものの施行に至っておらず、税制面を中心にSUや投資家へのインセンティブが十分ではないことが課題として指摘されている<sup>28</sup>。

### 3) タンザニア

1999年発表の「タンザニア開発ビジョン2025」で2025年までの中所得国入りを掲げ、同ビジョンの後継として2024年に発表された「タンザニア開発ビジョン2050(案)」では、2050年までの高所得国入りを掲げ、同国のビジネス及び投資環境の魅力度をアフリカ上位3位とする目標を設定している。また、「国家5か年開発計画Ⅲ（2021/22～2025/26）」では、科学技術イノベーションとデジタル化促進の重要性及びその担い手としてSUを位置付けている。同国人口の約75%は35歳以下で毎年約100万人が労働市場に参入する中、雇用創出の面でもSU及び中小企業の役割が期待されている。同国のSU数は2020年の247社から2023年には842社まで増加、SU支援組織も2023年には136社（前年比11.5%増）となった<sup>29</sup>。このようにSUエコシステム強化の兆しは見られるものの、「Global Startup Ecosystem Index 2024」<sup>30</sup>では対象119か国中117位と依然黎明期にある。

かかる状況下、対象3か国政府は各国SUエコシステム強化を図るため本事業を我が国に要請した。本事業は、各国のSUエコシステム強化や3か国間のSUエコシステムの連携促進、東アフリカ地域での市場拡大、そして事業効率性向上のため広域プロジェクトとして実施するものである。

（２）対象3か国の民間セクター開発に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

#### 1) 対象3か国の民間セクター開発に対する我が国及びJICAの協力方針等

本事業は、我が国の国別開発協力方針の以下の重点分野に合致する。

| 国名    | 発行年     | 基本方針（大目標）                        | 重点分野（中目標）       |
|-------|---------|----------------------------------|-----------------|
| エチオピア | 2017年4月 | 質の高い経済成長促進支援                     | 産業振興            |
| ケニア   | 2020年9月 | 経済成長に資する持続的開発と公平な社会発展への貢献        | 産業開発            |
| タンザニア | 2017年9月 | 包括的で持続可能な経済成長と貧困削減に向けた経済・社会開発の促進 | 経済成長のけん引セクターの育成 |

また、2022年8月に開催された第8回アフリカ開発会議（TICAD8）で我が国は、経

<sup>28</sup> JICA「アフリカ地域起業家支援に関する 情報収集・確認調査 ファイナルレポート（2021）」及びJICAケニア事務所によるSUエコシステム関係者へのヒアリングによる。

<sup>29</sup> Tanzania Startup Association “The Tanzania Startup Ecosystem Status Report 2023”

<sup>30</sup> StartupBlink “Global Startup Ecosystem Index 2024”：ケニアは63位、エチオピアは111位に位置している

済分野の取組の一つとして「SU支援を含む社会課題解決型ビジネス支援」を掲げた。本事業は、対象国におけるSU支援の枠組み強化とイノベーション推進及びビジネス環境改善を図り、社会課題解決に資するSUへの支援と女性のビジネス参画強化に取り組むものであり、上記TICAD8方針に合致する。

## 2) 課題別事業戦略等における本事業の位置づけ

本事業は、JICAの課題別戦略であるグローバルアジェンダ「民間セクター開発」におけるクラスター事業戦略「ビジネス・イノベーション創出に向けた起業家支援（NINJA：Next Innovation with Japan）」に合致する。また、持続可能な開発目標（SDGs）ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」、ゴール8「働きがいも経済成長も」及びゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」に貢献する。

## （3）他の援助機関の対応

### 1) エチオピア

国連開発計画（UNDP）と韓国国際協力団（KOICA）は、「Innovation for Development Project（2020～2025年）」で、SUエコシステム調査、政策支援、クレジットギャランティファンドへの出資等を行っている。またUNDPは「The Innovative Finance Lab（2020年～）」や「Manufacturing Technologies Hub（2024年～）」等の複数の取組を通じ、イノベーション促進とSUエコシステムへの包括的支援を行っている。KOICAはアジスアベバ郊外のICTパーク内にインキュベーションセンター（Innobiz-K）を設立しインキュベーションプログラムや研修を実施している。国際協力公社（GIZ）は「Private Sector Development in Ethiopia（2020～2025年）」でビジネス環境改善のための法的枠組み見直しやSU支援組織に対するキャパシティビルディングを実施している。

### 2) ケニア

世界銀行は「The Kenya Industry and Entrepreneurship Project（2018～2024年）」でSU支援組織の技術スキルの能力向上、SUエコシステム関係者と海外投資家との連携支援等を実施。UNDPは「The UNDP Kenya Accelerator Lab」でイノベーションチャレンジ<sup>31</sup>を実施し、若者の能力強化と雇用創出に取り組んでいる。また、英国外務・英連邦・開発省（FCDO）は、オックスフォード大学と連携し、教育分野での支援を重点的に実施。起業家教育プログラムとして「Entrepreneurial Leaders Training Program（2024～2025年）」を実施するとともに、大学発のベンチャーの商業化支援として「Research to Commercialization Accelerator（2022～2025年）」を実施している。

### 3) タンザニア

UNDPとEUは「FUNGUO Program（2021～2026年）」でSUへの補助金提供、キャパシティビルディング、SUエコシステム強化に係る政策対話をタンザニア政府と実施している。また、国連資本開発基金（UNCDF）は「Tanzania Business Angel Investors

<sup>31</sup> イノベーションチャレンジとは、新しいアイデアや技術、ビジネスモデルを発掘し、社会課題を解決することを目的とした競争型のプログラム。ケニアのUNDPでは障がい者包摂やクリエイティブ産業のためのイノベーションチャレンジを実施。

Accelerator (TAA) (2023年～)」でエンジェル投資家<sup>32</sup>向けのSU投資研修や「PesaTech Accelerator」でフィンテックに特化した支援プログラムを実施している。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業は、エチオピア、ケニア、タンザニアにおいて、SUエコシステム調査、SUエコシステム強化に係る政策文書の策定支援、パイロット事業の実施を通じSUエコシステム強化を図り、もって社会課題を解決するイノベーティブなSUの持続的な創出・育成に寄与するもの。

(2) 総事業費（日本側）：7.2億円

(3) 事業実施期間：2025年10月～2028年9月（計36か月）

(4) 事業実施体制：

| 国名    | 相手国実施機関                                                                                                |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エチオピア | 革新・技術省（Ministry of Innovation and Technology : MInT）                                                   |
| ケニア   | 国家イノベーション庁（National Innovation Agency : KeNIA）                                                         |
| タンザニア | 通信情報技術省（Ministry of Communication and Information Technology : MCIT）<br>情報通信委員会（ICT Commission : ICTC） |

#### (5) インプット（投入）

##### 1) 日本側

①調査団員派遣（合計約 108.04 人月）：

- 業務主任者／SUエコシステム構築
- エコシステム調査／強化
- 法制度、政策策定支援
- プログラム（パイロット事業）立案・運営
- 連携促進、広域展開支援

②本邦／第三国研修

##### 2) 相手国側

- ①カウンターパート（C/P）スタッフの配置
- ②調査団員の執務スペース
- ③本事業実施のための施設、現地経費

#### (6) 計画の対象

| 国名    | 対象地域・対象分野                                                                               |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| エチオピア | アジスアベバのSUエコシステムを対象としパイロット事業を実施。但し、パイロット事業で大学連携を実施する際には、地方大学を一部対象に含める（但し、外務省危険情報レベル2以上の地 |

<sup>32</sup> エンジェル投資家とは、創業間もないSUに投資をする個人投資家。エンジェル投資家の主な目的は、出資の形で資金を提供する見返りとして投資先企業の株式を取得しておき、その企業が上場（IPO）やM&AなどによりExitを行った際に、株式の売買差益（キャピタルゲイン）を獲得すること（出所：<https://www.utokyo-ipc.co.jp/column/angel-investor/>）

|       |                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 域は含まない）。                                                                                                 |
| ケニア   | ナイロビのSUエコシステムを対象とし、パイロット事業を実施（但し、ナイロビ内の外務省危険情報レベル2の地域での活動及び立ち入りは行わない）。                                   |
| タンザニア | ダルエスサラームのSUエコシステムを対象とし、パイロット事業を実施するが、他都市での活動も一部含める（但し、外務省危険情報レベル2以上の地域は含まない）。                            |
| 3か国共通 | 広域でのパイロット事業や、海外でのイベントの参加のため、海外での活動の一部行う。SUの事業分野は全分野を対象とするが、パイロット事業を行う際は社会課題解決に貢献しつつ、事業成長が見込める分野のSUを優先する。 |

【安全措置】活動対象地には、外務省危険情報レベル2以上、またはJICA安全対策措置における安管部長承認エリアは含まない。なお、上記対象地域以外でパイロット事業を実施する場合には、JICA関係者の渡航可能な地域を選定するなどで安全措置を図る。対象地域において、治安情勢に悪化の兆しが見られる場合は、可及的速やかに情報を収集し、事業実施に際して予見される脅威・リスクを考慮し、対応策を検討する。

## （７）他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

### 1) エチオピア

JICAは、民間共創の枠組みであるJICA DXの活動の一環として2023年にMinT、サファリコム、住友商事と連携覚書を締結し、デジタル人材育成等に取り組んでおり、同取組との連携を検討する。また、2025年から労働技能省と工業省を事業実施機関に技術協力プロジェクト「持続的なBDS強化プロジェクト」を開始し、ビジネス・デベロップメント・サービス（BDS）に係るリソースの強化に取り組む予定である。SUは企業体の一つでありBDSは企業の成長に寄与することから、同プロジェクトで育成されたBDSプロバイダーを本事業のSU支援に活用する等、連携を検討する。

### 2) ケニア

海外投融資を通じた現地SUへの直接出資（ケニア 廃棄物バイオリサイクル事業）や、アフリカ広域を対象としたSU投資を行うベンチャーキャピタルファンドへの出資（アフリカ新興企業イノベーション支援事業）及び途上国のフィンテック向けのデットファンドへの出資（フィンテック金融包摂支援投資事業）を実施し、SUへの間接的な資金動員に貢献している。SUエコシステムの強化のための技術協力を行う本事業では、これら海外投融資の出資先関係者をテクニカルワーキンググループ（TWG）に招き、本事業で作成予定のアクションプランや、法改正の議論に際し意見を求める等、連携を図る。

### 3) タンザニア

JICAの開発途上国におけるビジネス・イノベーション創出に向けた起業家支援活動（NINJA）の一環としてビジネスコンテストを3回開催し、選定SU企業に対し概念実証（PoC）等の支援プログラムを実施した。本事業では、これらの経験を踏まえパイロット事業の企画・立案を行う。また、産業貿易省等を事業実施機関に技術協力プロジェクト「品質・生産性向上（カイゼン）による製造業企業強化プロジェクト フェーズ3（2023～2027年）」を実施中であり、SUに対するBDS提供等で連携を図る。

#### 4) 3 か国共通

開発協力機関やNGOがSU支援に取り組んでいるが、組織間連携が少なく活動の重複が見られる。本事業では、SUエコシステム調査を通じて各組織の活動内容を把握するとともに、パイロット事業において予め関連組織と協議を行い、支援対象・内容が重複しないよう役割分担を行う。また、各国の日系企業との連携及び共創も検討する。

### （８）環境社会配慮・貧困削減・社会開発

#### 1) 環境社会配慮：

##### ① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

#### 2) 横断的事項

SUの事業分野には、農業、保健、気候変動、教育等の分野も含まれ、同分野における社会的インパクトの創出が期待できる。また、特にエチオピア及びケニアにおいては、難民受入政策における難民のビジネス包摂の方針を踏まえ、SUエコシステムへの難民・避難民の参画促進の視点を検討し、平和と安定への貢献を考慮する。

#### 3) ジェンダー分類：「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

##### ＜活動内容・分類理由＞

2023年にJICAが実施した「ジェンダースマートビジネス振興に係る調査」では、ジェンダーが多様化された職場は、幅広い経験、視点、スキル、参考情報等を議論する場をもたらし、女性経営者の割合を増やすことは顧客ニーズの予測、イノベーションや競争の促進、ブランドや企業イメージを向上に寄与すると指摘している。

「Global Gender Gap 2024」<sup>33</sup>によると、対象3か国においては以下の表のとおり、女性経営者の企業が圧倒的に少なく、労働参加率や管理職の男女格差もあり、女性よりも男性が優位な状況が見て取れる。かかる状況から、本事業では女性を対象にしたインキュベーションやアクセラレーションプログラムをパイロット活動に組み込む他、啓発ワークショップなどを行う。また、教育や健康面でもジェンダーギャップが見られることから、パイロット活動の実施にあたり、同ギャップ解消を目指すSUを優先する。

<sup>33</sup> World Economic Forum. 「経済」「教育」「健康」「政治」の4分野で評価し、国ごとのジェンダー平等の達成度を指数にしている。「0」が完全不平等、「1」が完全平等を示し、数値が大きいほどジェンダーギャップが小さい。

| 指標           | エチオピア        | ケニア          | タンザニア        |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| ジェンダーギャップ指数  | 0.709 (79位)  | 0.712 (75位)  | 0.734 (54位)  |
| 経済活動の参加と機会   | 0.587 (118位) | 0.789 (13位)  | 0.705 (69位)  |
| 労働参加率の男女比    | 0.727 (90位)  | 0.866 (37位)  | 0.896 (16位)  |
| 管理職の男女比      | 0.341 (109位) | 0.985 (9位)   | 0.387 (101位) |
| 女性が経営する企業の割合 | 4.5%         | 13.2%        | —            |
| 専門・技術職の男女比   | 0.521 (121位) | 0.677 (104位) | 0.456 (124位) |
| 教育水準         | 0.865 (136位) | 0.877 (135位) | 0.963 (114位) |
| 健康と生存        | 0.971 (66位)  | 0.975 (52位)  | 0.970 (74位)  |

(9) その他特記事項：特になし

#### 4. 事業の枠組み

(1) インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）  
（各国で）社会課題を解決するイノベーティブなSUが持続的に創出・成長する。

(2) アウトカム

（各国で）SUエコシステムが強化される。

(3) アウトプット

1) エチオピア

成果1： SUエコシステムが調査・分析され、強化のための課題が特定される。

成果2： SUエコシステム強化のためのナショナルマスタープランが他援助機関との連携のもとで策定される。

成果3： SUエコシステム強化のためのパイロット事業が計画・実施される。

2) ケニア

成果1： SUエコシステム強化のためのアクションプランが策定される。

成果2： SUエコシステム強化のためのパイロット事業が計画・実施される。

成果3： SU及びSUエコシステムの関係者にとって、より支援的な法律及び規制が議論される。

3) タンザニア

成果1： SUエコシステムが調査・分析され、強化のための課題が特定される。

成果2： SUエコシステム強化のためのマスタープランが策定される。

成果3： SUエコシステム強化のためのパイロット事業が計画・実施される。

成果4： SUエコシステム強化に関連する政策、法制度の改正及び新設が提案される。

(4) 調査項目

本事業では、各国において1) SUエコシステムの調査分析を行い、その結果をもとに2) SUエコシステム強化のための方針を政策文書（案）としてまとめ、その一部の施策を3) パイロット事業として実施する。また、他国のベストプラクティスを参照

しながら、4) SUエコシステム強化に資する法律及び規制（以下「SU関連法」という。）を政府及びSUエコシステム関係者で議論を行う。これらの過程を通じて、C/PのSUエコシステム強化に係る能力強化を行う。調査項目と各国の成果との関係は以下のとおりである。

| 調査項目                 | エチオピア       | ケニア | タンザニア |
|----------------------|-------------|-----|-------|
| 1) SUエコシステム調査・分析     | 成果1         | 成果1 | 成果1   |
| 2) SUエコシステム強化の政策文書策定 | 成果2         |     | 成果2   |
| 3) パイロット事業の実施        | 成果3         | 成果2 | 成果3   |
| 4) SU関連法の見直しに係る議論・提案 | (成果1)<br>34 | 成果3 | 成果4   |

（各調査項目に係る主な活動）

1) SU エコシステム調査・分析

- ・テクニカルワーキンググループ（TWG）の形成
- ・既存のSUエコシステム調査レポートのレビュー
- ・最新のSU関連情報（ジェンダー視点を含む）の情報収集
- ・援助機関及びNGO等によるSU支援関連活動の情報整理
- ・社会課題解決に資するイノベティブなSU創出のためのSUエコシステムの構成要素の分析と課題の抽出
- ・調査結果のTWG及びSUエコシステム関係者への共有

2) SUエコシステム強化の政策文書（案）の策定

- ・上記の調査・分析を踏まえ政策文書（案）の作成（ジェンダー主流化を考慮）
- ・後述のパイロット事業の結果を踏まえ、政策文書（案）の見直し
- ・政策文書（案）をTWG及びSUエコシステム関係者に共有・意見徴収
- ・政策文書（案）の最終化

3) パイロット事業の実施

- ・上記1)及び2)を踏まえパイロット事業の選定と実施
- ・女性を対象としたパイロット事業の実施
- ・対象3か国での広域パイロット事業の実施
- ・社会課題解決に資するイノベティブなSU育成及びSUエコシステムのアクターの能力向上のための効果的なアプローチ及び手法を分析
- ・上記アプローチ及び手法の対象3か国への共有

＜パイロット事業例＞

- 企業（日本企業を含む）と現地SUによるオープンイノベーション
- 大学におけるインキュベーションプログラム、ビジネスコンテスト
- 女性を対象としたワークショップ、インキュベーションプログラム
- 広域でのアクセラレーションプログラム、国際展示会への共同出展
- 対象3か国を含む国内外でのSUエコシステム関係者のネットワーキング

<sup>34</sup> エチオピアでは、成果1のSUエコシステム調査・分析において、SU関連法についても調査・分析を行う予定である。

#### 4) SU 関連法の見直しに係る議論・提案

- ・既存の SU 関連法の分析と課題の抽出
- ・他国（対象 3 か国を含む）の SU 関連法のベストプラクティスの学習
- ・上記分析結果と学習結果を関連省庁及び SU エコシステム関係者に共有
- ・SU 関連法の制定・改正に係る提案

### 5. 前提条件・外部条件

#### （１）前提条件

- ・C/P 機関が SU 支援に関する予算・人員を適切に充当する。
- ・パイロット事業に参画が可能な現地 SU が確保される。

#### （２）外部条件

- ・対象国の政治経済情勢が安定している。
- ・対象国のビジネス環境が急激に変化しない。
- ・対象国政府の SU 振興に関する政策が大きく変わらない。

### 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

エチオピア「スタートアップ・エコシステムアドバイザー」の活動では、開発援助機関の支援がシード期のSUに集中する傾向があり、同じSUが複数回に渡り支援を受けるものの一向に成長せず、資金を得ることに注力するケースが多々あることが明らかになった。本事業においては、同じSUに支援が集中せず発展性のあるSUに幅広く支援が届くよう、支援を受けたSUのリストを援助機関間で共有するなど、仕組みづくりを工夫する。

カンボジア日本センター（CJCC）では2018年に支援プログラムを開始し、起業家育成エコシステムの構築に取り組んできたが、エコシステム構築には、様々なパートナーとの連携と多くの資源動員が必要であることが分かった。またその仕組みを構築し軌道に乗せるためには多くの時間が必要であったという教訓から、本事業においては早い段階からTWG等を通じて関係者との連携体制の構築に取り組み、SUエコシステムとしての連帯感の醸成を図る。

### 7. 評価結果

本事業は、当各国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針等に合致し、SUエコシステム強化を通じてイノベティブなSU創出を図り、国内産業の発展と経済の安定化に資するものであり、SGDsゴール8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用の促進」及びゴール9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

### 8. 今後の評価計画

(1) 事後評価に用いる基本指標（各国において評価を実施）

【政策文書の活用状況】

- ・ C/Pによる政策文書の承認（事後評価時）
- ・ C/Pによるアクションプラン<sup>35</sup>の実施（事後評価時）  
（指標：アクションプランのうちXX%が実施される）。

【エコシステム強化の発現状況】

- ・ SUエコシステムが構築・発展する。それによりSUが一定程度生まれ・成長する。  
（指標）アクションプラン（パイロット事業）の実施数（本事業終了時）  
（指標）プロジェクト対象地域のSUエコシステムの成長段階がより後期の段階となる  
（本事業終了時/事後評価時）  
（指標）SUエコシステム内で高成長（例：3年平均20%売上増加）のSUが増える（事後評価時）  
（指標）登記されたSUがXX%増加する）（事後評価時）

【ジェンダー主流化】

- ・ ジェンダー別のパイロットプロジェクトの受講者の数（本事業終了時）  
（指標）女性がXX%
- ・ 女性経営者の割合（事後評価時）  
（指標）女性経営者の割合がXX%増加

(2) 今後の評価スケジュール

|             |          |
|-------------|----------|
| 事業開始後6か月以内： | ベースライン調査 |
| 事業完了時点：     | エンドライン調査 |
| 事業完了3年後：    | 事後評価     |

以上

<sup>35</sup> 本事業で策定予定の政策文書は、注釈8の通り。なお、アクションプランについては3か国ともに策定予定である。

## 共通留意事項

## 1. 必須項目

## (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

## (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後のインパクトの達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

## (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

## (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびインセプションレポートの作成／改定

- 受注者は、インセプションレポートを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、1 年に 1 度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクト/開発計画調査型技術協力の場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）第 5 条 1. に記載の報告書等の中で C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. ファイナルレポート／業務完了報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、アウトカムの達成度、インパクトの達成に向けた提言等を含めたファイナルレポート及び業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：SU エコシステム強化

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（1号）】

① 対象国及び類似地域：アフリカ地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

現地業務は2025年10月～2028年9月にかけて実施予定。

（2025年9月～10月に準備業務、2028年9月～11月に整理業務を想定。）

### （2）業務量目途と業務従事者構成案

#### 1）業務量の目途

約106.21人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務8.0人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

#### 2）渡航回数の目途 延べ76回

なお、上記回数は、1回の渡航で対象3カ国での活動を実施する想定を目途であり、プロジェクト期間全体において、効率的に活動ができるようであれば、1回の渡航で1カ国もしくは2カ国の渡航とすることも可能です。また、渡航回数を超える提案を妨げるものではありません。

### （3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- SU エコシステム調査に係るグローバル調査会社からの情報購入
- 広報（パンフレット（日英）、ブローシャー（日英）の作成）

### （4）配付資料／公開資料等

#### 1）配付資料

1. 要請書（エチオピア・ケニア・タンザニア）
2. RD（エチオピア、タンザニア）
3. 詳細計画策定調査帰国報告会資料（エチオピア・ケニア・タンザニア）
4. 詳細計画策定調査報告書（案）（ケニア・タンザニア）
5. 詳細計画策定調査 M/M（R/D 案含む）（エチオピア・ケニア・タンザニア）
6. アフリカ地域スタートアップエコシステム形成促進にかかる基礎情報収集・確認調査報告書

## 7. Final Report Advisory Work for Startup Ecosystem Enhancement in Ethiopia

### 2) 公開資料

| 【共通】 クラスター事業戦略、SU エコシステム関連情報                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クラスター事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援（Next Innovation with Japan; NINJA）<br/> <a href="https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/private_sec/ku57pq00002cub2j-att/ninja_strategy.pdf">https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/private_sec/ku57pq00002cub2j-att/ninja_strategy.pdf</a></li> <li>・ 全世界 スタートアップ・起業家支援に係る情報収集・確認調査ファイル・レポート<br/> <a href="https://libopac.jica.go.jp/images/report/12363149.pdf">https://libopac.jica.go.jp/images/report/12363149.pdf</a></li> </ul> |

| 【エチオピア】 SU エコシステム関連情報                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Startup Ecosystem Report- Ethiopia Addis Ababa 2023<br/> <a href="https://www.jica.go.jp/english/activities/issues/private_sec/information/2023/icsFiles/afieldfile/2025/04/21/JICA_Long_Form_202309.pdf">jica.go.jp/english/activities/issues/private_sec/information/2023/icsFiles/afieldfile/2025/04/21/JICA_Long_Form_202309.pdf</a></li> </ul>                                                                                                                                                                                                               |
| 【エチオピア】 関連プロジェクト情報                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノベーション創出・青年雇用課題解消に向けたエチオピアにおけるデジタル人材育成（JICA DX）<br/> <a href="https://www.jica.go.jp/about/dx/project/detail/1569304_67782.html">https://www.jica.go.jp/about/dx/project/detail/1569304_67782.html</a></li> <li>・ 企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト<br/> <a href="https://www.jica.go.jp/oda/project/1902544/index.html">https://www.jica.go.jp/oda/project/1902544/index.html</a></li> <li>・ 全国工業運動の実施を通じた製造業競争力強化プロジェクト<br/> <a href="https://www.jica.go.jp/oda/project/202108340/index.html">https://www.jica.go.jp/oda/project/202108340/index.html</a></li> </ul> |

| 【ケニア】 スタートアップ関連情報                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Kenya Innovation Master Plan<br/> <a href="https://www.innovationagency.go.ke/storage/pub-docs/ken_pub_INNOVATION%20MASTERPLAN%20FINAL5.pdf">https://www.innovationagency.go.ke/storage/pub-docs/ken_pub_INNOVATION%20MASTERPLAN%20FINAL5.pdf</a></li> <li>・ KeNIA Strategic Plan (2023-2027)<br/> <a href="https://www.innovationagency.go.ke/storage/pub-docs/ken_pub_KENIA_STRATEGIC_PLAN_2023-2027_FINAL.pdf">ken_pub_KENIA_STRATEGIC_PLAN_2023-2027_FINAL.pdf</a></li> </ul> |
| 【ケニア】 関連プロジェクト情報                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アフリカ新興企業イノベーション支援事業（海外投融資）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

[https://www.jica.go.jp/information/press/2022/20230320\\_30.html](https://www.jica.go.jp/information/press/2022/20230320_30.html)

・ケニア 廃棄物バイオリサイクル事業

[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/schemes/finance\\_co/loan/ku57pq00002cd4yh-att/202110\\_ken\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/schemes/finance_co/loan/ku57pq00002cd4yh-att/202110_ken_01.pdf)

【タンザニア】関連プロジェクト情報

・品質・生産性向上（カイゼン）による製造業企業強化プロジェクト・フェーズ 3

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022\\_1941558\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_1941558_1_s.pdf)

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

|   | 便宜供与内容       |   |
|---|--------------|---|
| 1 | カウンターパートの配置  | 有 |
| 2 | 通訳の配置（＊語⇔＊語） | 無 |
| 3 | 執務スペース       | 有 |
| 4 | 家具（机・椅子・棚等）  | 有 |
| 5 | 事務機器（コピー機等）  | 無 |
| 6 | Wi-Fi        | 無 |

（６）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所、JICA ケニア事務所、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実

施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

#### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

##### （１）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### **【上限額】 509,140,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

##### （２）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(3) 定額計上について（該当する口にチェック）

本案件は定額計上があります（151,722,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

|   | 対象とする経費              | 該当箇所            | 金額（税抜）      | 金額に含まれる範囲      | 費用項目  |
|---|----------------------|-----------------|-------------|----------------|-------|
| 1 | エチオピアにおけるパイロットプロジェクト | 特記仕様書第3条2（6）    | 25,000,000円 | パイロットプロジェクトの費用 | 一般業務費 |
| 2 | ケニアにおけるパイロットプロジェクト   | 特記仕様書第3条2（6）    | 32,000,000円 | パイロットプロジェクトの費用 | 一般業務費 |
| 3 | タンザニアにおけるパイロットプロジェクト | 特記仕様書第3条2（6）    | 25,000,000円 | パイロットプロジェクトの費用 | 一般業務費 |
| 4 | 共通もしくは広域におけるパイロ      | 特記仕様書第3条2（6）（7） | 21,000,000円 | 広域セミナー         | 一般業務費 |

|   | トプロジェクト                        |                    |             |                                                                        |       |
|---|--------------------------------|--------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------|-------|
| 5 | 第三国出張に係る経費（各国5回分）              | 特記仕様書第3条2（9）       | 18,000,000円 | 現地参加者の旅費、現地交通費、通訳費用、雑費                                                 | 一般業務費 |
| 6 | 本邦研修にかかる経費（4回分）                | 特記仕様書第4条2（2）       | 26,222,000円 | 報酬：<br>23,739,000円<br>（事前業務合計（3号 1.6人月及び5号4.0人月で想定、提案は認めない）及び同行業務を含む。） | 報酬    |
|   |                                |                    |             | 直接経費：2,483,000円                                                        | 国内業務費 |
| 7 | 広報予算                           | 特記仕様書第3条2（9）       | 2,500,000円  | NINJA パンフレット及びガイドブック作成                                                 | 再委託   |
| 8 | SUエコシステム調査に係るグローバル調査会社からのデータ入手 | 特記仕様書第3条2.（3）及び（4） | 2,000,000円  | SU エコシステム調査に係るグローバル調査会社からのデータ入手                                        | 再委託   |

（4）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（5）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考え

られる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（６）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（７）外貨交換レートについて

- １）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

（８）その他留意事項

- １）ケニア国内における宿泊について、安全管理対策上の理由からナイロビ空港発着理由により、23時～5時に空港周辺ホテルに宿泊する場合のみ、JICAが指定するホテルに宿泊する必要があるため、当該宿泊料については、一律22,800円／泊として計上してください。また、その場合滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

| 評 価 項 目                        | 配 点         |             |
|--------------------------------|-------------|-------------|
| <b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b> | <b>(10)</b> |             |
| (1) 類似業務の経験                    | 6           |             |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等            | (4)         |             |
| ア) 各種支援体制（本邦／現地）               | 3           |             |
| イ) ワークライフバランス認定                | 1           |             |
| <b>2. 業務の実施方針等</b>             | <b>(70)</b> |             |
| (1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法          | 60          |             |
| (2) 要員計画／作業計画等                 | (10)        |             |
| ア) 要員計画                        | 5           |             |
| イ) 作業計画                        | 5           |             |
| <b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>        | <b>(20)</b> |             |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価    | 業務主任者のみ     | 業務管理グループ/体制 |
| 1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇        | (20)        | (8)         |
| ア) 類似業務等の経験                    | 10          | 4           |
| イ) 業務主任者等としての経験                | 4           | 2           |
| ウ) 語学力                         | 4           | 1           |
| エ) その他学位、資格等                   | 2           | 1           |
| 2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇      | (一)         | (8)         |
| ア) 類似業務等の経験                    | 一           | 4           |
| イ) 業務主任者等としての経験                | 一           | 2           |
| ウ) 語学力                         | 一           | 1           |
| エ) その他学位、資格等                   | 一           | 1           |
| 3) 業務管理体制                      | (一)         | (4)         |

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2. （3）日程」参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法： Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - ① Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上